

平成28年第3回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成28年9月16日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	堀部好秀	3番	鏑本規之
4番	黒田芳弘	5番	舩渡洋子
6番	白井悦子	7番	高田文一
8番	高橋勝美	9番	安藤重夫
10番	道下和茂	11番	中村重光
12番	村瀬明義	13番	若原敏郎
14番	瀬川治男	15番	後藤壽太郎
16番	上谷政明	17番	大西徳三郎
18番	鵜飼静雄		

欠席議員（1名）

2番 江崎達己

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	岡崎誠
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者兼 会計課長	小野島広人

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内重正	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

議席番号2番 江崎達己君より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

なお、高橋議員より追加資料を提出したいということで許可しておりますので、配付してありでありあります。

撮影の許可について申し上げます。議会中継及び議会だより編集のための議場内において一般質問の場を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号5番 船渡洋子君と6番 臼井悦子君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、一般質問を行います。

5番 船渡洋子君の発言を許します。

○5番（船渡洋子君）

おはようございます。

昨日、民進党の蓮舫氏が民進党のリーダー、代表ということで選出をされました。少し前の東京都知事の選挙は小池百合子さんということで、21世紀は女性の時代というふうに言われていたのですが、いよいよそういう時代の流れなのかなあということを感じています。お二方とも男性に負けず劣らずの、どっちかという男性っぽい女性といえますか、というそんな感じだと思うんですが、先人が言われるには、女人は物に従って従える身なりと、家庭でも御主人に従って、そしてその実は従いさせているという、それが家庭円満の秘訣という、そんなふうに向ったことがあります。

そんな意味で、私も女性の視点から今回3点、質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。

食品ロスについて伺いをいたします。

発展途上国などで食料不足、飢餓が深刻な問題となる一方、まだ食べられる食料が廃棄されてしまうという、いわゆる食品ロスの解消が大きな課題になっています。

国連食糧農業機関が2015年5月に公表した調査によると、世界では約9人に1人が栄養不足に陥っているといわれています。特に、発展途上国では栄養不良によって、5歳になる前に命を落とす子どもが年間500万人もいるという現実があります。

こうした中で、国連は2050年までに世界人口が97億人に達すると推計しています。世界中で現在のライフスタイルを続けた場合、さらに深刻な食料不足が発生することになります。それにもかかわらず、世界では食品生産量の3分の1に当たる約13億トンの食料が毎年廃棄されるという現実があります。そのことによる経済的損失は約90兆円と言われ、廃棄処理で排出される二酸化炭素は33億トンにも上ります。数字が世界規模なので、なかなか大き過ぎてびんこないわけですが、まだ食べられるにもかかわらず、廃棄されているのが食品ロスです。腐ってしまい、やむを得ず廃棄された食料と異なり、極めてもったいないと言えます。

農林水産省によると、日本では年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、このうちの4割近い632万トンが食品ロスと推計されています。食品ロスは、日本人1人当たりが毎日お茶わん1杯の御飯を捨てている計算になります。日本で1年間に食べられる魚介類の量とほぼ同じで、国連が貧しい国に送る食べ物の合計の2倍にも上がります。

国連は、2030年までに世界全体で半減させる目標を掲げ、本年4月のG7の農相会合の宣言でも、食品ロスは経済や環境、社会に影響を及ぼす世界的問題と明記されました。さらに、食品ロス削減は食品事業者、消費者、行政、それぞれにメリットがあります。過剰生産の抑制による生産、物流コストの削減や廃棄コストの削減、食費の軽減、焼却時のCO₂削減による環境負荷の削減につながります。さらに、未利用食品の有効活用は、食品ロス削減のみならず、生活困窮者等の支援にもつながっています。

そこで、お尋ねをいたします。本市における食品ロス削減対策の現状はいかがででしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

それでは、本巢市における食品ロスの削減対策の現状についてお答えさせていただきます。

平成27年度、本巢市から西濃環境整備組合に搬入・焼却されたごみは8,187トンです。この年の組合のごみ質試験によりますと、厨芥類、炊事場等から出る野菜のくずや食物の残りですが、8.8%を占めております。このデータから算出される本巢市の生ごみの搬入量は720トンと推計されます。一般的に生ごみの30から40%が食品ロスと言われているので、平成27年度の本巢市で発生した食品ロスについては、216から288トンぐらいになるのではないかと考えております。

現在の本巢市における食品ロスの削減対策といたしましては、家庭や事業所での生ごみの削減に係る取り組みが必要であることから、市民の皆様や事業者に対する情報提供や意識啓発を行っております。

本市を初め全国規模でリデュース、リユース、リサイクルの3Rの普及推進によるごみの減量化が進められているところではありますが、無駄なものは購入しない、つくり過ぎない、食べ残しはしない、残ったものは堆肥化するといったことをPRすることにより、今後も食品ロスの削減に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

少し前、ニュースになっていましたが、廃棄された食品の不正転売事件を受けて、まだ食べられるのに捨てられている食品ロスに注目が集まっています。事業系のロスの課題は、鮮度や品質に対する消費者の過度なこだわりや、それに必要以上に応えようとする事業者側の過剰なサービス意識で、公益財団法人流通経済研究所の重富貴子主任研究員は、気を使い過ぎる余りロスが出る構造になっていると指摘をしております。一方、家庭系のロスについては、削減の啓発にとどまっているため、行動へと浸透するのに時間がかかる上に、成果が見えにくい面があります。着実に取り組みを進めるためには、一人一人の意識変革と社会的な仕組みづくりの両輪が必要と言われております。

そこで、少し先進的に行っている事例を紹介したいと思います。

初めて食品ロスの削減目標を示した京都市では、2020年までに既に食品ロスの発生を2000年のピーク時から半減させるとし、家庭で食材を無駄にしないための啓発活動を展開しています。ユニークなのは、家庭で出た食品ロスは4人家族で年間6万5,000円の負担になるという市独自の試算を示している点です。損をしたくない気持ちが市民に芽生え、削減に挑戦する人がふえることが期待できます。

また、先進的な自治体では、さまざまな食品ロス対策が行われてきており、長野県松本市は、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で食事をし、30・10運動を進めています。市ではコースターを約2万枚、約110店舗の飲食店に置いてもらうなどをして市民に呼びかけており、市内の宿泊施設では1年間で食べ残しが半分ほどに減ったそうです。

このように、食品ロスというのは家計に負担をかける上、企業の利益率を下げる原因であり、ごみとして出されたものの処理費用は自治体の負担にもなります。焼却処理でも二酸化炭素を排出して環境負荷を与えており、あらゆる面でいいことはありません。

関係者が多岐にわたるため、削減するには国民運動として取り組む必要があると思いますが、その点、本巢市としてはいかがでしょうか。啓発だけではなく、何かこれから取り組んでいこうというようなことがあれば、お聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

議員御指摘のとおり、現在、市民環境部における具体的な取り組みといたしましては啓発活動し

か行っておりませんが、その内容といたしましては、ごみ関係説明会によるPRということで、各自治体に設置しております廃棄物減量対策推進委員の会議における啓発活動や自治会等における出前講座、小学生のストックヤードでのごみ処理の説明ということで、具体的な取り組みはしていませんが、啓発活動をこれからも一層取り組んでいきまして、具体的な取り組みにつきましては今後検討させていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。ぜひよろしく願いをいたします。

続きまして、2番のフードバンクの活用ということで、フードバンクは食品製造過程で発生する包装の不備や印字ミスによる規格外品など、賞味期限内にもかかわらず廃棄されてしまう食料品を企業などから譲り受け、生活困窮者へ無償提供する取り組みです。

食品ロスを減らし、災害発生時には避難生活者を支援できるメリットもあります。本市においては、どのように活用されているでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、フードバンクの活用はにつきましてお答えさせていただきます。

本市では、平成27年4月より生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業を社会福祉協議会へ委託し、その中でフードバンクを利用しております。

委託先の本巢市社会福祉協議会は、フードバンクを利用するために、岐阜県社会福祉協議会へ生活困窮者緊急食料提供事業の協定に関する同意書を提出し、岐阜県社会福祉協議会がフードバンク活用をしているNPO法人セカンドハーベスト名古屋との間で、平成27年4月に生活困窮者緊急食料提供事業の実施に関する協定が締結されました。これによりまして、生活困窮者はフードバンクから必要に応じ、原則1人3回まで食糧支援を受けることができるようになっています。

平成27年度の自立相談支援事業の相談者は10名で、このうちフードバンクから米、パン、缶詰などの食べ物の支援を受けた方が3名、計6回の利用がありました。また、本年度につきましては、2名の方がそれぞれ1回利用されております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

今後こういったことを進めていっていただきたい、このように思います。

3点目の食品ロス削減を意識した食育・環境教育ということで、家庭からの廃棄を減らそうと、我が公明党は食品ロス削減を意識した食育・環境教育の全国的な展開を目指しています。先駆的に取り組んでいる長野県松本市では、保育園、幼稚園といいますが、そういったところからこの教育を行っています。そこの園長先生は命をいただくことへの感謝の気持ちやしっかり食べて元気に過ごす知恵を、特に幼児期に教えることが重要だと思っていると、食育・環境教育の意義を強調してみえます。そして進める中、2012年度から続けてきた13年に市が行ったアンケートでは、園児だけでなく子どもから話を聞いた保護者にも意識の変化が見られ、環境政策課は環境教育の効果は予想以上に大きい、このように話をしています。

さらに、この松本市は、先ほどの30・10運動というのは宴会のときの最初30分と、あと終わる前の10分ということでしたが、ここでは「残さず食べよう30・10運動」というふうに銘打って、毎月30日を冷蔵庫クリーンアップデー、10日をもったいないクッキングデーに設定し、家庭での実践も呼びかけています。私などもよく買い物をし忘れると、何やろうと思って冷蔵庫の中の残っているものでつくって、よくぞこんな料理ができたなあと自画自賛をしているわけですが、そのように月に1回、冷蔵庫の中を点検して、それを残さず活用できるという、そんな活動も小さな活動ではあるけれども食品ロスにつながっていくのではないかと思います。

ことし4月から5年間の食育推進の目標や施策を定めた政府の第3次食育推進基本計画でも、食品ロスの削減が重点課題の一つに掲げられております。本市における食品ロスの削減を意識した食育環境教育はどのように行われているか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

食品ロス削減を意識した食育・環境教育についてお答えをします。

子どもたちが食べ物を無駄にしない習慣を身につけるためには、毎日の学校給食を生きた教材として位置づけ、活用することが最も有効です。給食の献立がエネルギーと栄養素の必要量の基準であり、食べ切ることで健康が保たれ、心身が成長していくことを理解するとともに、食べ物や食に携わる人々への感謝の心や、もったいないという精神を育んでいくことが大切だと捉えています。

市の栄養教諭、学校栄養職員は、和・洋・中の魅力ある献立を作成し、ふるさと本県食材の日とかオリンピックブラジルメニューとか七夕メニュー、かみかみ給食などのメッセージを子どもたちに届け、子どもがみずから食べ切る意欲を沸き立たせ、給食時には食事の重要性や食文化、食事のマナーなどを指導しています。さらに、学校では、食材の生産者や調理員さんなどをお迎えし、給食に込めた思いを学ぶ機会を設け、感謝の気持ちを持って食べようという態度を育んでいます。

本市でも、全幼稚園が給食センターを実際に訪れて、つくる工程や調理員さんたちの思いを感じ取っているところです。提供する側と食べる側の思いが結びつく営みにより、より感謝の心が生ま

れ、行動にあらわれていくと捉えています。

さらに、児童会・生徒会の活動では、自分たちが実際に食べ残した残菜の量を調べまして、それでもったいないという気持ちを喚起し、残してしまったことで栄養価などが不足していることを全校に呼びかけて、残菜ゼロを目指した取り組みを行っています。

私は、子どもたちが食品ロス削減の意識を最も高める営みとして、誰かのために自分で料理をつくるということが大切であるというふうに思っています。例えば真正中学校では、長年にわたって夏休み、冬休みを活用して家族のために食事をつくっている、そんな営みをしています。自分で献立を考えて、食品を選んで買い物をして、料理をして食べてもらおうと。これは、食育で身につけるべき力が凝集された営みとも言えます。ぜひ、そういう取り組みを他校にも広めていきたいと考えています。

さらに、食育は家庭教育、しつけの原点であるというふうに捉えています。家庭の温かなかわりの中で、適切な食事のとり方を小さいうちから教えていくことが重要です。学校と家庭が一緒になって、子どもたちの食に対する意識と態度を高めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。ぜひ今後もよろしく願いいたします。

続きまして、大きい2点目の在宅医療についてお尋ねをいたします。

住みなれた自宅で逝きたい、こう願っている人は55歳以上の男女の半数に上るという内閣府の調査があります。しかし、自宅で最期を迎える在宅死の割合は、死亡者全体の約12%にすぎず、しかも年々低下しています。

願望と現実には大きな差が生じている理由の一つは、自宅で医療を受ける在宅医療の体制が不十分なことにあります。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年には、在宅医療で療養する高齢者が現在よりも30万人以上ふえると予想されています。超高齢化社会に続き多死社会が到来すると言われる中、医療機関だけでは高齢患者の受け入れに限界があるだけに、在宅医療の体制整備は喫緊の課題です。地域の医師会などと幅広く連携できる体制の整備が必要と思いますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、在宅医療につきましてお答えを申し上げたいと思います。

国は2025年を目途に医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮ら

しを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことができる体制の整備を進めることといたしております。

本巢市におきましては、平成27年度からもとす医師会及びもとす広域連合と連携し、在宅医療・介護推進事業に係る取り組みを開始いたしております。これまでの取り組み状況でございますが、市民の方にもとす広域管内における医療機関、介護施設などをわかりやすく表記したもとす地域医療・介護連携マップを全戸配付し、介護及び医療行為が必要となったときに活用していただけるようにいたしましたところでございます。

また、地域の医療及び介護関係者等を対象とした在宅医療連携推進事業における多職種連携研修会を3回開催いたしまして、医師における講演会及びグループワークによる情報の共有及び地域課題について意見交換を行うなど、関係の強化を図っていたところであります。

今年度は、また新たに市民への普及啓発といたしまして、6月に三方よし研究会、あっちもいい、こっちもいいという3つそれぞれいい三方よし研究会の小串輝男医師と、二宮医院の二宮保典院長のお二方を講師に招きまして、在宅医療・介護連携推進事業講演会を開催いたしまして、約120名の方に御参加をいただきました。

こういう取り組みを今までできておりますけれども、先ほど船渡議員のほうからお話がありましたように、在宅で亡くなる方が12%ぐらいで、希望は過半数を超える方は何とか在宅でいろいろやりたいという気持ちを持っているけれども、現実と理想の間にはギャップがあるというような話も先ほどしておられましたけれども、やっぱり在宅医療の体制整備については、本当に確かに大きな課題もございます。

まず、私が思います在宅医療を行うのに一つの大きな課題は、まずは在宅をやろうとすると、やっぱり同居ないし近いところに住んでおられる家族等の見守りの方の協力というのが、どうしても必要になってまいります。不可欠でございます。

本巢市では、現在見ていると、総人口が年々少子・高齢化ということで人口減少が進んできておりますけれども、一方、世帯数のほうはどんどんふえておりまして、核家族化と少人数化がどんどんと市内で進んでいるということでございまして、中を見ても、高齢者夫婦のみの世帯、また高齢者の独居世帯というのがふえてきております。なかなかそういったことで、家族と見守りのできる方の協力できる、そういう体制が段々先細りになってきている。やっぱりなかなかと在宅で面倒を見る、そういうことができない方が年々増加してきている状況であります。これから、全く本当に家にいるだけじゃなくて、いわゆる特養、それから養護、いろんな各種の施設もありますけれども、そういった中で、病院で最期でなくてもそういった施設の中で見守りもできるような地域ぐるみ、また施設全体で考えるような協力体制の構築をしていかないと、なかなかこの在宅医療というのは進んでいかないじゃないだろうかというふうに思っております。

また、もう1つ、在宅医療に必要な医師等、医療関係者の確保の問題、それから当然ですけれども、従事していただきます医師の、特に在宅になりますと保険料とか診療報酬等を引き上げということもやって、ちょっと上げていただくようなそういう取り組みもしておりますけれども、

やはり何と言ってもお医者様方がやっぱり在宅、あちこちに出かけていって、訪問介護・看護というのができる、そういう協力、理解、そういうことをしていただかなければ、こういう在宅というのはなかなか進まない。病院において皆さん、来てくださいと言ってやるだけの医療ではなかなかそういうものには進まない。やはり医師の全面的な協力というのにも必要になってくるということで、在宅医療を進めるのには、まだまだ多くの課題があるというふうに思っております。

希望どおりになかなかいくのには、本当に取り組んでいかなければならない課題が多くあると。しかし、こうした在宅医療が少しでも進めていくということのために、こうした課題もありますけれども、今後の取り組みといたしましては、市民の方に在宅医療の知識、また理解を深めていただくための講演会、また介護の基礎知識を学んでいただくための介護予防サポーター養成講座、こういうようなものを開催いたしまして、普及啓発に今後とも進めてまいりたいと思っております。

また、もとず医師会に御理解、御協力を賜りながら、市内の医師、歯科医師、薬剤師、介護事業所等を対象とした在宅医療連携に関する研究会を開催し、課題の抽出や対策を検討していただき、在宅医療の体制整備に反映させていきたいというふうに考えております。

これからも医師会の協力等もいただきながら、そしてまた、地域の皆様方の御理解、御協力をいただきながら、在宅医療の問題に取り組んでいきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

理想はなかなか、かなうには本当にたくさんの課題があるわけですが、厚生労働省のほうも全国在宅医療会議というのを設置して進めていくというふうに聞いております。その中で、先ほど市長も言われたように、訪問診療医の増加というのが一つの鍵であると。訪問診療の一部の医師たちが先駆的に取り組んできた段階にとどまっているということで、効果的な手法や考え方が共有されていない、往診に積極でない医師も多く、在宅医療のおくれが在宅死の少なさにも反映をしていると、このように見られております。

また、訪問看護サービスも在宅医療では重要な役割を担うわけですが、十分にそれが普及しているとは言いがたい。その背景には担い手不足、我が党としては免許を持ちながらも結婚や出産を機に離職した潜在看護師の発掘や看護師の処遇改善を訴えているわけですが、そういった、もともとそういう看護師さんをやっている今は退職をしている、そういった人たちが活躍できるような、そんな仕組みを考えていったらどうかというふうに思います。

また、在宅医療を利用する家族の心情の配慮、先ほども言われたように、やはりおうちの中に病人がいるわけですから、本当に目を離せないといえますか、そういった家族の本当に理解というのが大事ではないかなというふうに思います。

そして、自宅で亡くなった場合に、主治医の死亡確認がスムーズにいかないと、異常死として警

察の御厄介といえますか、検案が必要になるという、それが嫌だという、そういう方もお見えであります。超高齢化社会に伴って重みが増している在宅医療、その普及においては自宅でのみとりに対する家族の不安解消という視点も大事ではないかなあというふうに思います。

この4月から先ほども少しお話がありました、医療制度といえますか、診療報酬というのが少し変わって、かかりつけ制度というのが行われます。これは本当に政府が診療報酬を見直したのは、患者に身近な医師らをふやし、在宅医療を受けやすくするためということでもあります。住みなれた地域で医療や介護サービスを受けられる地域包括ケアシステムの構築を目指し、患者に身近なかかりつけの医師や薬剤師が欠かせないということで、アンケートをとった結果、かかりつけ医はいますかという質問に対して半数にとどまっており、「いない」という人が28.1、「いないがいるとよい」という人が17.8という、そんな今状況でございます。やはり何かあったときには、自分のことが本当によくわかってくださるお医者さんがいると、とても安心ではないかなというふうに思います。

そして、大きな病院にかかるときに、かかりつけ医の紹介状なしで大病院を受診すると、窓口負担とは別に5,000円以上、初診時追加負担を求めるとい、そのように変わったというふうに伺いをしています。

そういった意味からも本当にお医者さんの確保といえますか、そんなことが本当に大事になっていくということで、先ほども三方よし研究会、この話、私もせんだってお聞きをしまして、本当にすごいことだなあというふうに思ったんですけども、東近江市永源寺診療所の花戸先生という方が、ここは根尾のような、根尾のようなと言ってちょっと申しわけないんですけども、山間地のそういうところで高齢化率が30%という、そういうところに診療所に見えるこの先生が在宅医療を進めておみえになっております。その方の話を聞いて本当に感動をしたんですが、24時間365日、医者と医師に連絡がとれるという、その安心感を提供していると。常に医師が連絡をとれるという安心感が在宅で療養している本人と家族を支えていると思うというふうにおっしゃられて、在宅医療を応援する理由として、家で過ごしたい人は家に帰してあげたいと。家の中に生老病死はある。そして生きることの大切さを、老いて病に倒れた、そういう方の姿を見せて若い人に伝えていく、本当の命の大切さを子どもたちに伝えていく一番の近道が在宅医療なんだという、そんなお話がありました。

私も本当にそうだなあ、ある知り合いの看護師長をやってみえる方ですが、御主人ががんになられて、そのがんが末期で最期は家でみとりたいというふうで、本来なら医療に携わっている方ですから病院でと思われるのかなあと思ったら、最期は自宅で本当に安らかに逝かせてあげたいというふうで、自宅でその方は最期を過ごされたというお話を聞いたんですけど、本当に死の姿といえますか、本当に生を受けた以上、必ず誰もが死ぬんだけど、こういうふうにして人生を終えていくんだよということを次の世代の子たちに見せていくというのも、本当に命の大切さを教える大事な教育ではないかなあという、そんなことを先生のお話を聞いてすごく感じたんです。先ほどの三方よしというところは、本当に患者さんを中心に周りにいろんなスタッフが連携をして、この人のこ

とを誰でもがわかっているという、ある認知症の方はヘルパーさんが食事を何日間分つくって置いておくと全部食べてしまうということで、隠して置いておく、次に来た人にあそこに次の昼食は置いてあるからねという、そういう関係プレーをして、本当に認知症のひとり暮らしでも、みんなで地域の人が声をかけているという、そんなすばらしい永源寺の地区のお話でしたが、本当に本巢市も少しでもそういったことに近づける、それには本当に花戸先生のような先生が何人もいないと無理かなあというふうには思ったんですが、少しでもそれがまちづくりであると、本巢市の地域づくりになっていくんだという、そんな思いで、市長におかれましては今後も諦めないで、難しいと思わないで、やはりそういったみんなが安心していける、そういう本巢市なんだという、そういったこともひとつ念頭に置きまして進めていっていただければ大変うれしく思います。

以上で2点目は終了させていただきます、次、3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は子育て支援についてということですが、ある朝、NHKで、さいたま市の祖父母手帳というのを紹介してみえたんです。そこですぐ調べましたら、本当にこれからの時代、お母さんだけが子育てをするんじゃないで、やっぱりおじいちゃん、おばあちゃんが孫を育てていくという、そういう人のための手帳ということで発行されている。その発行されたきっかけというのは、子育て応援ダイヤルに寄せられたということで、子育て論の違いから祖父母世代との間に問題が生じていると、何とかしたいという、その声がかきかけで祖父母手帳というのは発行されたわけですが、祖父母の手助けを求める人や、どうすれば上手に祖父母の応援を受けられるのか悩んでいる人も多いのではないかと手帳を企画したということで、それが大変好評で全国から問い合わせが来ているというお話でした。で、調べましたら、岐阜県も行っているということだったんですが。

その手帳の配布は、市に子育てのやり方など直接祖父母に言うとか角が立つことでも、手帳を渡すことで間接的に自分たちの思いを伝えられてよかったというような声が寄せられているということです。また、孫と遊ぶことは刺激をもらえ、頭の体操になっているという祖父母の声等々あります。私も孫がいて、本当にこう生まれて、乳幼児期は一緒に子育てをしたわけですが、今の子育てと私たちがやったところの子育てとは、大分変わってきているんですね。内容も変わってきているということで、私たちがやっていたことが、これがいいと思って押しつけますと、今はそれはだめなんだよという、例えば例を言うと、歩行器ですけど、忙しいから歩行器に入れておけば子どもはもう一人であらうろしておってくれるからやれるという、自分のことがやれるという、その歩行器というのは何か足のつけ根がうまくいかないから歩行器はだめという、今、というふうに言われてしまったんです。だから、本当に子育ても自分たちの世代とは大分内容が変わっている、そういったことをきちっと明記しているのが祖父母手帳ということなんですが、本市においても、そういったものを発行というか、県が発行しているからそれでいいじゃないかと多分言われると思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、子育てを応援できる祖父母手帳を本巢市において作成してはどうかにつきましてお答えさせていただきます。

祖父母世代が子育てをした時代とは育児環境も育児技術も大きく変わり、孫の子育てによる意見の相違等を要因として、父母世代と祖父母世代との関係が悪くなってしまったという方がお見えになると聞いております。共働きの夫婦にかわり祖父母が育児を担う機会がふえている中、子育てに関する世代間のギャップによるトラブルや、子育てに精神的な不安を抱く祖父母が増加していることから、現在主流の育児方法や世代間の意識の違いについて祖父母世代の理解を図り、孫育てや地域での子育て支援の積極的なかわりを促進することを狙い、先ほど言われましたように、岐阜県において孫育てガイドブックが発行されています。

本市におきましても、この冊子を課の窓口や子育て支援センターに置き、必要とされる方へお渡しをしているところでございます。また、この冊子を幼稚園に置き、幼稚園に送迎される祖父母の方で必要とされる方へお渡しできるようにしています。

このように県が発行している冊子を活用していただいておりますので、市独自の冊子を作成することは現在考えておりません。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。予想どおりのお答えでした。

私もきのう、インターネットで孫育てガイドブックという、こんな表紙の51ページから成る冊子ですが、本当に内容を見たときに、ためになるなあというのをすごく感じました。それで、今幼稚園の送迎の方とか課に置いてあるというふうに言われましたが、それぐらいの反響があるのか、わかったらお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

反響といいますと、御意見等をお聞きしたことがないもので、ちょっと現在は把握していない状況でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

今までに何冊がお渡しをされたんでしょうか。この祖父母手帳を何冊かお渡しをされたんでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

配付できた実数についても、ちょっと把握していない状況でございます。申しわけございません。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

それでは、ぜひそういったことを広報等で周知していただいて、これは本当にためになると思います。知らないで済んでいってしまう、私も自分の孫の乳幼児といいますか、これがあつたら子どもと言ひ合いをしなくても済んだなあという、そんな思いをしていますので、ぜひそういったことも皆さんに広く周知ができて、活用がしていただけるようなことをお願いしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、最後ですけれども、これは若いお母さんの要望なんですけれども、糸貫川プールの幼児プールについてということで、おむつの外れていない子はプールに入れないということで、大垣市と各務原市はスイミングおむつの上に水着を着て入れるという、そういうふうに取り組んでいるということで、全国的にもそういったプールがたくさんあるわけです。今は、プール用のおむつがあつて、かえって安心で、そして結構今、紙おむつということで、おむつの外れる子というのが年齢が上がってきているんですね。3歳になつてもまだ外れていないという、何遍も自分の子育てのことを言うんですけど、私たちが子育てしたところというのは、こんない紙おむつはなかったですから、布のおむつでしたので、早く外さないといつまでもおむつを洗わなんという、そんな思いで早くおむつを外すようにしたんですが、それこそ2歳前にはもう外れていたという、そんな思いがあるんですが、結構便利さのゆえか、紙おむつだとぬれた感覚というのがないので、なかなかおむつが外れないというのが現状かなあというふうに思いますが、本当に高い年齢の子でもおむつがまだ外れていないという子がたくさん見えます。

そういった子たちがプールに入れないというのは、ちょっとかわいそうだなあというふうに思いますので、せつかく市内に流水プールのすばらしい施設があるわけですから、大垣とか各務原とかよそへ行かなくてもいいように、何で糸貫はだめなのというふうに怒られちゃいました。さあというふうに言っていたんですけど、ぜひその辺のところを改革していただけたらなあというふうに思います。

なぜだめなのか、また検討の余地はないのか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、糸貫川プールの幼児用プールにつきましてお答えをさせていただきます。

現在、糸貫川プールの幼児用プールにつきましては、大垣市市民プールの幼児用プールのように水槽が独立していない構造になっております。それで、流水プールと水を共有しており、循環をしている構造となっております。そのため、衛生管理上、問題が起きた場合、流水プールまで影響を及ぼすということで、一般の利用者の方にも不快感を与えることを想定しておりました。

また、安全面といたしまして、おむつが取れていない乳幼児は歩きがおぼつかないということから危険であるということなど、プールの利用に当たりましては、おむつの取れていない乳幼児等に対しまして、オープン当時、かなり前からでございますが、プールへの入水をお断りしてきておりました。

しかし、議員御指摘のとおり、近年では幼児向けの水遊び用パンツもかなり改良されてきておりまして、水着の下にそのパンツを着用して利用を認めているプールもふえてきております。

このようなことから、今後は糸貫川プールの幼児用プールの利用につきましても、同じく水着の下に水遊び用パンツを着用していただくなど、適切な対応をしていただいて、それから乳幼児等に対するの保護者の確実に同伴をしていただく、見届けていただくというようなこと、マナー、それからルールを守っていただくということを条件に、今後検討をしてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

[5番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございます。

やはりおむつをはめて入る以上、きちっとしたルールというのは必要だと思います。入水する前にはおトイレできちっとさせるとか、1時間たったら、余り長く水の中にいないようにとか、先ほど言われた保護者がいつも一緒にいるとか、そういったことは当然大事なことでございますが、これも時代の流れと言いますが、必要なことなのじゃないかなあというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいことを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩いたします。10時10分に再開をいたします。

午前9時51分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、7番 高田文一君の発言を許します。

○7番（高田文一君）

それでは、通告の4項目についてお尋ねをしていきたいと思います。

最初は、船来山古墳群についてでございます。

この質問について感じましたのは、最近こ半年ぐらいに担当職員の方から古墳群の話を聞かせていただいたんですね。一つは、自治会での行政座談会、その後に中学生の親子と自治会の役員とで続けて聞きましたし、その後、また講演会などでお話を聞いたときに、これは本当に本巢市に住みながらお恥ずかしいことではございますけど、こんなすばらしい本巢市に財産があるのかなあと、いやあるんだということを再認識いたしましたし、聞かれました市民の皆さんも非常によくわかる話だったし、特に船来山古墳群もございますし、御存じのように法林寺古墳群があるわけございまして、私たちもその古墳とともに生活をしているということを再認識いたしましたし、子どもたちも、ああそういうことが古墳なのというようなことを、本当に率直に皆さんがいい感想をしてくださいました。

そして、冊子というよりも専門書に近い、こういうものを私、たまたま3冊しか持っていないんですが、もっとたくさんあるんでしょうし、専門誌といいますか、もちろん実物の写真がたくさんあってわかりやすいんですね。もっとびっくりしましたのは絵ですね、絵とっていいのかわかりませんが、すばらしい鳥瞰図というんだそうですが、この手書きの絵が非常に見ると立体感があってわかりやすい、本当に地図であり、見取り図であるんですね。これが非常に立体感がありまして、当たり前なんですけど、山が高く見えて谷が低く見えて、この船来山からももちろんこの方がつくられた鳥瞰図は根尾までずっとつくっておられる、この鳥瞰図を見せていただきましたけど、これがこの冊子の中に折り込まれておりまして、非常に私なんか専門性に欠けているんですけども、ちょっと見たくなるこういう冊子が出されておる。

これは、もうまさにこんな財産がこの船来山にあるということは、本巢市民として誇っていいのではないかなというふうに思いました。市民の皆さんにもそんな話をしましたら、何でこんなものもっと早うに知りたかったなと、あるいは知らせてほしかったなあとというようなことも率直におっしゃっていましたので、今回、本巢市の財産が船来山にはあるということを認識しながらお聞きをしていきたいと思っております。

通告にもしましたように、山頂からは濃尾平野を一望できるすばらしい眺望の山がもちろんございまして、そして文殊の山には御存じのように城跡がございます。あちらは城跡があつて、こちらは古墳があると、同じような濃尾平野の北端にこういうすばらしい自然を残した史跡であり、遺跡があるわけでございます。この古墳群には今わかっているだけでも290基もの圧倒的な数の古墳が群集しておりまして、東海地方でも最大級の古墳だと言われておりますし、全国でも4番目ぐらいに入る古墳があるというふうに聞いております。

その古墳の形態や豪華な副葬品などは、歴史を知る上での貴重な資料であり、古墳の様式等は古墳研究の指標とされていて、これは古墳群としての歴史的価値のみならず、歴史・文化を伝える豊富な資源など、魅力の詰まっている船来山であり、本巢市の大切な財産だというふうに思っ

おります。

それで、この古墳群は出土品が量、あるいは質ともに大変豊富であって、私は本巢市の宝の山だというふうに思っています。古代遺跡というのは地域の宝であるということはよく言われているんですが、この船来山古墳群を詳細に分析することによって、船来山を知ることができるのではないかなというふうに思っています。

そこで、通告しましたようにお聞きをするわけでございますけれども、最初に全国的にも高く評価されている特徴のある価値等はどうなものか、お聞きをします。よろしくお願ひします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

全国的にも高く評価されている特徴のある価値等についてお答えをさせていただきます。

船来山古墳群は290基にも及ぶ圧倒的な数を誇る東海地方最大規模の古墳群であり、山の尾根から山麓まで、山全体につくられているという特異性があります。3世紀後半から7世紀末の400年以上にわたり、古墳時代の全時期を通じた古墳密集地であり、前期古墳の前方後円墳とか後期古墳の円墳などが同じエリア内に混在しており、時代による古墳の移り変わりや多様性を見ることができます。

また、副葬品は8,779点と圧倒的な数であり、よろいや刀などの豪華さは他の古墳群より群を抜いていることが特徴として上げられます。

船来山は古代に活躍した豪族の集団墓地であり、まさに聖なる山と言えます。さらに、本巢の地域にすばらしい文化が存在していたことを伝え、本巢の成り立ちを語る上で外せない価値があります。

また、船来山は古墳群としての本質的な価値のみならず、その周辺地域を含め、歴史や文化、里山の自然などの魅力、価値がいっぱい詰まった山でもあります。神社や寺院が多く存在する信仰の山としての価値、水陸交通の要所としての価値、名古屋城築城のときの石切り場としての価値など、さまざまな時代を伝える資源として多くの価値があります。

以上のことから、船来山古墳群は本巢市の宝であり、さらには岐阜県、そして全国的な価値、そういうものがある重要な文化財であると捉えています。以上であります。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

そういう魅力や価値があって、全国的にも重要な文化財であるというふうに、今評価をされています。

それでは2番目なんですけど、そういう価値の高い古墳群を今後どのように調査や保存、あるいは

活用をされていくのか、計画がございましたらお聞きしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

今後の調査や保存・活用の計画についてお答えをします。

平成25年度に保存・活用検討委員会を立ち上げ、専門家の指導のもと、適格な把握と保存・活用について検討を進めてまいりました。

検討委員会では船来山古墳群を本巣市の宝として位置づけ、広く市民にその価値を知っていただき、後世に伝えていくことが重要であることを確認し、基本構想を作成しました。基本構想では、先人の思い、知恵、技を体感できる「古代と未来のかけ橋 船来山古墳群」をキャッチフレーズに保存管理、整備活用、運営の3つの側面から方針を打ち出しました。

保存管理におきましては、古墳の価値や特徴を調査・研究し、船来山古墳群の全容解明に努めてまいります。さらに、船来山からは濃尾平野を一望でき、その眺望はほかにはないすばらしいものであるため、自然環境や景観、歴史、文化資源との一体的な保存管理を進めていきたいと考えております。

整備活用におきましては、古墳の特徴や価値が理解しやすい展示、公開、また和歌に詠まれた景観再生などの時代の姿を体感できる環境を進めてまいります。

運用においては、専門機関との連携のもと、市民ボランティアの参画をいただきながら、持続可能な維持管理、運営の体制づくりを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

そういう計画も着々に進められておりますし、基本構想もできているということでございますが、このやっぱり冒頭にも申し上げましたように、少しでも広く市民の皆さんにこの価値を知っていただくということが、まず大事なことではないかというふうに思っているんですが、約千数百年も前に古代人がこの地を選んで、後世の私たちが住んでいる、私たちに何を伝えよう、あるいは教えようとしているのか、今、私たちのこの本巣市の何と言っても根源がここにあることを再認識して、住み続けること、そして住み続けていくという環境をふるさとの誇りにすることではないかというふうに思っているですね。

知らせることにいろんな方法があるんですが、今、平成27年度では4回のワークショップが開催されております。もちろん、ボランティアの皆さんのお力をかりてやっておられるということですが、さらに、今年度はふるさと学習プロジェクトというのも計画されて、今進んでおります。

そんなことで、それじゃあ学校ではこういうことを現場へ行って学ぶ機会というのが今あるのかどうかということをお聞きしたいので、本巢市の教育基本計画を見てみますと、郷土の歴史や文化の伝承、発展を学び、学習機会の推進を努めるというふうにも書いて計画してございますが、実際には具体的に古墳を現場へ行って学ぶという機会とか計画というのがございましたらお聞きしたいと思います。再質問です。

○議長（大西徳三郎君）

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

学校における取り組みについてお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、本巢市にこのような財産があるということについて、以前は席田小学校とか船来山近辺の学校はこの学習に取り組んでおりました。しかし、本巢市全体の宝であるという捉えのもとで、ちょうど本年度から小学校6年生全員が現地へ行って、この船来山古墳の学習をするようにし始めたところでございます。席田小学校だけは今までやってきたこともあって、本年度、5年生が行きましたけど、基本的に6年生が行くという状況でございます。ふるさと学習ロマンプロジェクトの一環として位置づけて6年生が行けるような体制をつくっています。6年生の社会科では、4月、5月に歴史の中で、ちょうど古墳時代の勉強をしますので、それに合わせてどの学校も4月の下旬ごろ、現地を訪れて学習をしたという状況でございます。出土品を見たり、語り部屋のボランティアさんに紙芝居でわかりやすく説明をしてもらったりとか、王様の着つけ体験なども行ったという状況でございます。

今後、ぜひ本巢市の特色ある教育の一つとして、こういった歴史学習、船来山古墳群を周辺とした歴史学習を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

まさに、市の特色ある教育を現場で進めておられるということでございます。

それじゃあ、一般市民の人にも何とかこれ以上、さらに広めていくというようなことが考えられないのかなあと思っているのですが。

実は、古墳群と文殊の山の古墳、一帯あるわけなんですけど、そして文殊の森といいますか、文殊の山にはセラピーロードも設定していただいておりますし、非常に最近ハイキングカーといいますか、散策される方が急増しているんですね、あちらも。そういうことで、例えば古墳散策ロード、散策ハイキングというようなことを、教育委員会だけでは無理なことかもしれませんが、そんなことを意図的に計画していただけて進めたらどうかなというふうに思っているんです。

既に、市で、あるいは広く共催しております健康ウォーキング本巢遊覧、あるいは文殊の森散策

ウォーキング、そして外山ウォーキング、外山ハイキング、そんなことが実際に進められておりますよね。これは樽見鉄道沿線ハイキングコースとか散策コースというように名を打って、ずうっと連携したそんなことができていきながら、歴史を広く知っていただくということも考えておるんですが、そんなことはどうなんでしょうか。

それで、今、ちょうど決算期でございます、決算資料を見ますと、使用料が出ておりました。古墳と柿の館の使用料、それから船来山遊歩道の使用料がたまたま出ていましたので、26年と比較しますと、古墳の柿の云々というのが既に1,000人以上、27年度は利用者が多くなっていて、船来山遊歩道に比べたら、さらに1,600人も多く足を運んできていただいているという、これは決算資料を見ていただくとそう出ているんですが、そういうふうに広く、さらに市民の皆さんにも周知をしていただきながら、本巢市の歴史を学んでいただくという、そんな計画は、教育長さんのお考えで結構なんですがお聞かせいただきたい。

○議長（大西徳三郎君）

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

一般の方々というお話でございます。

先ほども答弁の中に少しお話をさせていただきましたが、今後の整備活用については、やはり古墳の特徴とか価値、そういったものが理解しやすいようにしていくことが大切であるということをもまず思っています。

また、和歌に詠まれた景観の再生などなどを考えながら、ぜひ古墳のその特徴や価値がわかるという工夫をしつつ、眺望の美しさというものをやはり生かしていく必要があるというふうに考えております。また、一度訪れた方とか地元の方が、やはり何度も足を運べるような、そういう工夫が必要ではないかなというふうに思っています。

ですから、そういったことを通して一般の方がこの船来山古墳の価値に触れ、また眺望の美しさに触れて、多くの方が訪れるような工夫をしていきたいということを考えております。以上です。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

そんなことも含めまして、次の3番目なんですが、国の指定史跡としてのお考え、あるいは申請はどんなもんかということをお聞きしたいと思います。

これもできたてはやほやの第2次総合計画の中では、歴史と文化に学び、未来へ伝えるまちというところの中でもきちんと、今後、国の文化財指定に向けて調査活動や、その活用方法の検討などの取り組みが求められますということになっているので、どんな計画があるのか、進んでいるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、国の指定史跡としての申請についてお答えをさせていただきます。

平成5年から開発に伴う発掘調査が行われ、多数の古墳が出土し、地域の歴史や文化を知るための重要な遺跡であることが確認され、多くの専門家からも大変価値があると言われております。

国の指定を受けることにより、船来山古墳群を本来の姿に近い状態で残すことができ、貴重な歴史的、文化的価値や自然を整備、保存、継承することが約束されていきます。指定により、本巢市民の宝として、市民の皆様の郷土の誇りとして貴重な文化財であることを認識していただけるというふうに考えています。また、国指定を受けることで、日本史の大きな謎を解く鍵になる遺跡であることが、さらに認識していただけると思っております。

現在、委員会では指定に向けての検討を進めておりますが、古墳群は広大なため、段階的、長期的な計画のもとで国指定史跡の申請を進めていきたいと考えております。調査や研究で価値が明らかになった地域について、第1段階として、船来山古墳群を特色づける地域の絞り込みを行い、地権者の皆様の同意と御協力をお願いしながら、申請を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

地権者の同意を得ながら、着々と進めていっていただきたいと思います。1項目めについては、これで終わりたいと思います。

それじゃあ、2つ目の項目に入り、お願いしたいと思います。

これは、学級がうまく機能していない状況を学級崩壊と定義している書物もございます。これは、子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状況が一定期間継続し、学級担任による通常的手法では問題解決ができない状態に立ち入っている場合というふうに言われています。

そこで、本巢市ではこのようなことが数年について伺うんですけど、それらしい事実があるのやというふうに私は間接的には聞いているんですけども、この際なんですけど、1番でございますけれども、学級崩壊と思われる実態があるのかどうか、お聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

学級がうまく機能しない状況についてお答えをさせていただきます。

学校がうまく機能しない状況や指導が困難な状況は、ここ数年、市内においても存在をします。一部の子どもが担任の指導を受け入れず、授業中に席を離れたり、教室を出ていったりする状況が続くうちに、他の子どもたちにも影響を及ぼし、徐々に学級内の秩序が乱れていく状況が見られました。

こうした状況に対しては、早期の実態把握や早期の対応が重要になります。また、担任が一人で抱え込んでしまわないために、チームティーチングによる授業を実施すること、学校全体として組織で対応する体制を確立すること、必要に応じて加配教員等を配置すること、さらにはPTAや関係機関と連携して対応することなどが大切です。

現在、学校では校長を中心として指導体制を再構築し、一丸となって対応しているところでございます。授業においても、できる限り複数の先生が入って、常に子どもたちに声をかけ、子どもたちの心の安定を図っています。さらに、PTAとも連携し、機会あるごとに保護者説明会を開いたり、積極的な授業参観を呼びかけたりしています。

また、教育委員会といたしましては、経験豊富な管理職OBを意図的に配置し、学校経営の補佐に充てるとともに、教育委員会の職員が何度も学校へ出向き、状況把握や指導の方向づけを行っております。さらに、市の相談支援チームやスクールカウンセラーの派遣についても進めているところでございます。

このような状況については、地域の皆様にも御理解と御協力をいただき、市全体の課題と捉えて、持てる力を総動員し、解決に当たっていきたくと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

今、お聞きしますと、既に着々と改善に向けて動いていらっしゃるということですので、教育委員会を中心にして、子どものために学校を運営して、経営していただきたいと、そういうふうに思っています。

そういうことで、それでは2番目なんです、そういう状況なんです、予防と子どもたちの荒れた心の対応をお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

予防と荒れた心の対応についてお答えをさせていただきます。

このような状況を生まないためには、次の4つのことが特に大切であるというふうに捉えています。

1つ目は、人としてよいことはよい、だめなことはだめと、誰もが毅然とした態度で接することです。社会で許されないことは、学校においても家庭においても許されないのだということを、子どもたちに子どもたちを取り巻く全ての大人が真剣になって語りかけ、心に響くまで教えることです。

2つ目は、価値ある生き方を求め続ける姿勢を育てることです。そのために、よりよいものを求め、半歩でも前進しようとする姿を認め、価値つけていくことが大切です。価値あることを追求し、達成する経験をする中で、自分にもいいところがある、自分のことが好きだという思い、自己肯定感を高めていきます。

3つ目は、みんなで物事をやり遂げてうれしかったという成功体験を積み重ねていくことです。仲間とともに共通の目標に向かって努力し、やり遂げる体験を意図的につくっていくことで、仲間とのきずなと集団としての凝集力を高め、周りを意識した暮らしをつくり上げていくことが大切です。

4つ目は、子どもたちの内面を把握し、丁寧な支援を行うことです。日々の子どもの触れ合いや会話を通して、また生活記録やアンケートなどを活用して、子どもたちの心の状況を的確に捉え、心に寄り添った丁寧な支援を行います。

また、荒れた状態に気づいた際には、一人一人が不満に思っていること、心配に思っていることなどについて聞き取り、学級で話し合いの機会を持ったり、保護者と面談したりするなど早期に問題を解決していきます。さらに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校の対応改善や関係機関との連携強化により、心の安定を図っていきます。

いずれにしても、子どもたちはどの子どもがよりよい自分になりたいと思っています。私たちは子どもをひたすら信じ、ひとえに子どもの幸せを願い、学校、保護者、地域、関係機関といった多くの目で大切な子どもたちを守り、育てていきたいと心から願っています。保護者や地域の皆様には、ぜひ学校へ足を運んで子どもたちの姿を見ていただきたいというふうに思っています。地域においては、どの子に対してもよいことは大いに褒めて、よくないことに対しては指導できる地域社会をつくり上げていきたいと考えています。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

4つの考え方を中心に、基本に進めていっていただくということでありまして、その中でも地域ということが大事だなということもおっしゃっております。私も全くそうだと思います。今、答弁の中にもございましたが、より自分はいいい子だというふうになりたいというのは当然だと思いますけれども、やはり社会で、地域で悪いことは悪いという、やっぱり大人が必要ではないかと思う

んですね。私なんて古い話でございますけれども、わんぱくをすると隣のおじさんが本当にわんぱく以上に、その場でお叱りを受けたものでございまして、いまだに、余り叱られたことが多いので覚えていますけれども、本当にそうだと思うんですね。その場で、やはりだめなことはだめだと。一方、いいことだなということがあれば、それはやっぱり褒めることでありまして、簡単なことではあるかもしれませんが、私は声かけ運動ってよくやっておられますよね、挨拶運動。たまたま農作業をしていますと、通学路でございますので、最初は「おかえり」と言うんですけど、なかなか返ってこないんですね。やっぱり下を向いてもぞもぞと通りすがられるんですが、その子が4年生になり、5年生なって中学生になってきますと、みずから、「こんにちは」とか「ただいま」と言ってくれるんですね。あの言葉は、僕は、子どもが孫がいないのであれですけど、非常にうれしくなって、その時間になるとわざと畑へ行くんですけど。

そういうことでやっぱり地域が、子どもたちがその地域に住んでいるんであって、存在はやっぱり大人も認めてやるのが大事ではないかなという感想を持っておりますので、これからも今答弁いただいたようなことを続けていっていただけることが最善なことではないかと思えます。

それでは、2番についてはこれで終わらせていただきます。

続きまして、3番目をお願いしたいと思います。

3番目は、本巢市定員適正化計画についてでございます。

この計画は、平成23年度から5カ年について計画されておまして、最終年度である平成27年度に職員数を317人にする、削減をするということが目標とされています。もちろん、この職員定員の計画的な削減とともに、1つは行政サービス質的維持を図ること、2つ目は優秀な人材確保を計画的に行うこと、3つ目は既存職員の意識改革と能力向上に資することが計画の目標であったんですね。

ところが、近年は非常に市民ニーズが多種多様になっています。それになお、情報というのが非常にお茶の間でも入手できるんですね。早く、そして広くできるこういう時代になっています。ということは、行政ではもちろん地方分権ということもありまして、権限移譲と非常に事務が煩雑化していて、日常業務も遂行していかなければならない、そういう煩雑化を抱えながらも業務をやっていかなきゃいけない。そして、市民のニーズ、要求は非常に多種多様であるということですね。それは当然、職員の負担も大きくなっている傾向にあると思えます。

前にも、心の問題やら病のことでお尋ねをしたことがございますけれども、特に心身の健康問題や時間外勤務のあり方、年次有給休暇の取得の問題などが出てくると思っております。そういうことでお聞きをしていくんですが、最初にこの5年間のまず総括はどのようにされているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、平成23年3月に策定をいたしました本巢市定員適正化計画の5年間の総括につきましてお答えをさせていただきます。

職員数の推移につきましては、当初計画をいたしておりました年度ごとの職員定数よりも若干先行して削減が進み、27年度における計画では、議員おっしゃられましたように317人というところでございましたが、実績は313人というところでございました。この結果から、当初の目的でもありました職員定数の計画的な削減は達成できたものと考えております。

また、ただ削減を行うということではなく、議員も申されましたように、行政サービスの質的維持を図ること、優秀な人材確保を計画的に行うこと、また既存職員の意識改革と能力向上に資することの成果を得ることを目指してまいりました。

まず、行政サービスの質的維持を図ることにつきましては、それまでの事務体制を見直し、課、係の統合を進め、行政サービスを低下させることのないよう取り組んでまいりました。また、優秀な人材確保を計画的に行うことにつきましては、これまでの新卒採用に加えまして経験者採用を行い、より多角的に優秀な人材を確保する取り組みも行ってまいりました。さらに、既存職員の意識改革と能力向上に資することにつきましては、人材育成基本方針に基づき、各種研修を行うなど取り組んだきたところでございます。

これらのことを総合的に判断いたしますと、おおむね計画どおり遂行できたものと考えておりますが、議員の御指摘のように、行政需要の変化など職員を取り巻く環境は大きく変化をいたし、職員の負担も相当大きくなっている状況でもありますことから、これらの課題を踏まえ、新たな定員適正化計画として本年3月に見直しを行ったところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

5カ年の総括について御報告をいただきました。

何と言っても、くどいようではございますけれども、職員の皆さんの働く環境が変わってきているのは事実でありますので、2番目の平成28年度以降の方針と計画をお聞きするんですが、私は、職員の皆さんの仕事ぶりをかいま見てみますと、今、計画の総括の話を聞きましたけれども、職員の削減が優先的に進んで、いわゆるワーク・ライフ・バランスとよく言われるんですが、職員の仕事と生活の調和というものがどうも推進していない、後退しているように見受けているんですね。先ほど言いましたように、過去にそういう意味で職員の皆さんのメンタルヘルスについても御質問をしたことはあるんですけれども、さらにそういう対策も置き去りにされているのではないかと危惧をするわけでございます。

なぜならば、職員の職務の環境が、くどいようですが合併時には予測できなかったことが起きているのではないかと感じております。地方自治体の果たすべき役割といいましようか、これが大きく変遷しておりまして、さらに行政間の独自性が目立っております。そして、目立つことによって

具体的な政策展開が非常に多様化に、ますますまた多様化になってくる。そうすると今度、自治体間の競争みたいなことが起きてきているのではないかなあというふうに思っています。

ですから、さらに職員の皆さんの政策立案能力というのを高める力が求められていくのではないかとこのように、時々しか職場へお邪魔することができませんけど、見たり、あるいは聞いたりすると以上のようなことが考えられるんですけども、そういうことを総括の中でも少し触れておられました、2番目に入りますが、28年度以降の方針と計画はどのようにつくっておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、平成28年度以降の方針と計画につきましてお答えをさせていただきます。

職員数の削減につきましては、これまでの取り組みによりまして、先ほども若干触れさせていただきましたが、これまでの10年間で46人の削減計画に対しまして50人の削減を行ってまいりました。

1点目の御質問でもお答えさせていただきましたが、行政を取り巻く環境の変化に対応すべく、課題克服に向けた見直しを行いまして、前計画の方針を踏襲しながら、さらなる行政運営に対しての効率化に努め、健全な行財政運営の維持に努めることを方針とした新たな定員適正化計画を策定したところでございます。

議員が申されましたように、これまでの業務に加えまして、市民の価値観の多様化などに伴う行政需要の増大への対応、また地方分権による国からの権限移譲や地方創生への取り組み等によりまして、職員の業務量は大変増加しております。

また、平成27年度におきましては、特に自己都合退職者が多くございましたことなどによりまして、本年4月の職員数は前年に比べ9人減の304人ということになりまして、職員1人当たりの業務量が一段と増加をしたということから、本年におきましては、10月1日付での職員採用を予定しているところでございますが、今回策定をいたしました定員適正計画における職員定員につきましては、こうしたことに加えまして職員の再任用制度への対応や適正な職員構成など、総合的に勘案をいたしまして、目標年度であります平成32年度の職員定数を平成27年度並みの315人にまで増員をする計画としたところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

前半は削減計画であったんですが、端的に言えば、後半は増員も見ると計画を進めていくということでございます。ぜひそうして進めていっていただきたいと同時に、ワーク・ライフ・バランスの

推進と、それからメンタルヘルス対策もやっぱり考慮をしながら、この計画を進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、3つ目ではございますが、先ほども冒頭にも申し上げましたように、時間外の問題であったり、年次有給休暇の取得のことが懸念されるわけでございますので、年次有給休暇の取得状況をちょっとお知らせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、年次有給休暇の取得状況につきましてお答えをさせていただきます。

近年の職員全体の年間の平均取得日数につきましては、平成25年度が8.3日、26年が8.4日、27年が8.9日という状況でございまして、若干ではございますが増加傾向にあります。

なお、全国の市区町村における平均取得日数は、平成25年の数字ではございますが、10.21ということございまして、それに比べますと少ない状況でございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

日数の実績をわずかコンマ以下でふえているんですが、今言われましたように全国市区の平均を見ますと、今、10.2とおっしゃったので、まだまだ少し開きがあるんですけども、やっぱり休みをとっていただきながら、そして次に向けて英気を養う、体力を養う、そういう有給休暇というのは絶対必要だと思うわけなんですけど、今、日数の実績の報告だけがあったので、再質問でお聞きするんですけども、少なくとも全国の10.2日に一日でも近づけるような、何かお考えなり、方策なりありましたらお聞きをしたいと思えます。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

先ほど全国平均よりは下回っているという中でございまして、私どももできるだけ目標日数を設定いたしまして、職員に極力、年次有給休暇の取得を促しているというところでございまして、この年次有給休暇の取得につきましては、職員個々の意思によるものではございますけれども、この日数をふやすためには、組織としていかに取得をしやすい、こういった環境を整えるかということも非常に大切なことであるということを考えておりまして、そのために、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進、こういったことの具体的な取り組みといたしまして、例えば飛び石連休の間にお休みをとるとか、また月曜日とか金曜日、こういったところで休暇をとることによって、連続した休暇の取得でありますとか、またアニバーサル休暇ということといたしまして、結婚記念日で

ありますとか自分の誕生日、また家族の誕生日、こういったときに休暇の取得がとれるように、そういったことを提唱するなど、職員が取得しやすい組織的な環境づくりに努めているところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

本当に今、取得しやすい環境づくりと言って、幾つか具体的に回答をいただきましたが、ぜひ実現に向けて進んでいけるような職場づくりの環境をお願いしたいと思います。

先日いただいた第3次の市の行財政改革大綱にも書いてあるんですね。職員の組織体制の整備とか、それから能力が発揮できる職場づくりとか、特にここには働きやすい環境整備、職員の意識改革の質向上等々が行革の方針の中にも、大綱の中にもきちっとうたってございますので、あわせてその辺も含めて進めていただきたいと思います。

それでは、3番については以上で質問を終わりたいと思います。

最後の4つ目ですが、職員間のパワーハラスメント、通常パワハラと言っているんですけども、これは先日新聞を見ておりましたら、県内の行政機関や民間企業でパワハラの訴えが急増していて、岐阜労働局に寄せられた職場でのいじめ、嫌がらせなどの相談件数は2015年に1,200件を超え、8年間で3倍近くに膨らんだと報じられておったんです。この中にわざわざ行政機関というふうにうたってございましたので、本巣市ではどうなのかなというふうに思うわけです。

パワハラというのは、私は思うには、職場などの暴行や暴言はもちろんのこと、無視、仲間外し、遂行不可能な業務の強制、プライバシーの侵害などがあって、これは単に上司が部下に行うだけではなくて、同僚間であったり、あるいは部下から上司ということも含まれていることだと思います。そのパワハラが進んで心の病になっていき、やがてはとうとい命も失ってしまうというふうに進展していると言われております。実際には、岐阜県の職員、あるいは岐阜市職員にもこの自殺の実績があったように報じられていますし、承知をしております。

そういうことから、私は何度も何度もメンタルヘルスの対策について質問をさせていただいておりますけれども、その中で答弁の中でも、毎年数名の職員が心の病により病気休暇、退職を余儀なくされているという答弁もいただいております。

それでは、1番目でございますけれども、パワハラの把握ですね。私がそれらしい事実を間接的には聞いているんですけども、実態がございましたらお聞かせください。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、パワハラの把握、実態につきましてお答えをさせていただきます。

パワハラ、いわゆるパワーハラスメントにつきましては、議員が申されましたように、県内の行政機関や民間企業で急増している状況でございます、中日新聞におきましても、ことしの6月に連載記事として取り上げられたところでもございます。

そのような中、本市におきましても、より働きやすい職場環境を創出するためには、パワーハラスメントを防止するとともに、解消することが必要不可欠であり、そのための対策を講じていかなければならないという認識のもと、職員にパワーハラスメントに関する苦情や相談等の端緒となるように、7月ではございますが、平成26年度以降の行為を対象に、正職員、嘱託員及び日々雇用職員に調査を行ったところでございます。

この調査では、平成26年度の対象分として3人から、平成27年度は該当がなく、平成28年度6月までではございますが、この間、1人からそれぞれ報告があったということでございます。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

あったという報告を受けました。

それでは、2番目なんです、そういうあったという事実をどのように予防や解決のために取り組みをされていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、予防や解決のための取り組みにつきましてお答えをさせていただきます。

パワーハラスメントの対策を講じるに当たりまして、どのような行為がパワーハラスメントに該当するのか、またパワーハラスメントが発生した場合にどのようにしたらいいのかを理解することが重要なことであるということから、1点目の質問でお答えをさせていただきました職員への調査につきましては、厚生労働省が発行しております資料をもとに、職員のパワハラに対する認識を深めた上で実施したところでございます。

今回の調査におきまして、回答のありました報告案件につきましては、必要に応じ個別面談の実施や具体的な対応策の検討を行うなど対応してまいりたいと考えております。

また、今後こうしたパワハラが起きないように、職員の認識を深めていくことが必要であり、特にパワハラは受け手の判断により、そのことがパワハラか否かが決定されるものでありまして、加害者側の言い分は通用しないものであります。そのような基本的なことをしっかり理解した上で、誰もがどちらの立場にもなり得る可能性があるということを知ることが、防止する上で非常に大切なことであることから、継続的にパワハラとしての被害報告ができるような環境の体制と、

職場内のそういった環境の整備に今後努めてまいりたいというふうに考えております。

また、厚生労働省のパワーハラスメント対策導入マニュアルや岐阜県が定めておりますパワーハラスメントの防止等に関する指針、これらを参考といたしまして、本市におきましても指針を策定するなどによって、予防や解決に向け、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

たまたま厚生労働省が委託事業として調査をした資料がございまして、これは企業なんでございますけれども、たまたま従業員の正社員が300人以上の企業、約1,700社から実態調査をしたまとめがあるんですね。

参考までに申し上げますと、今、部長がおっしゃったようなことがやっぱり現実として実態調査でも出てきているということですね。パワハラの内容はどんなものかと言いますと、精神的な攻撃というのがやっぱり70%ある。それから人間関係からの切り離しというのが21%もあって、それから過大な要求というのが17%。それからパワハラが発生する職場の特徴というのがございまして、上司と部下のコミュニケーションが少ない職場が、これが一番やっぱり多いですね、50%。それからさまざまな立場の従業員、要するに正職、パート、そういう混合している職場で起きるとというのが22%、先ほどから言っているように残業が多い、休みがとりがたいというのもやっぱり20%ぐらい、複数回答だと思えますけれども。もう1つが、これが失敗が許されないとか失敗の許容度が低いというも、これも20%ぐらいありまして、今、質問しましたパワハラ予防や解決のための取り組みというのがやっぱり出ておりまして、管理職を対象にした研修会を実施したというのが一番多いですね、60%。そして、そういうことがないような、先ほど指針というお話がございましたけれども、規則や規定を盛り込んだというところが60%というように、やっぱりこういう企業の実態調査ですけども、そういうのが出ています。

先ほども答弁いただきましたように、本巣市でもパワハラ防止策の指針を策定していく、そして予防や解決に取り組んでいくということをはっきりおっしゃっていただきましたので、今後ともそのように進めていただきながら、ぜひ職員の皆さんが働きやすい環境づくりをお願いしたいと思います。

本当に難しい時代になってきております。市政が、市長がいろんなことを申し上げても職員の皆さんが一丸になって動かないと、やっぱり原動力でございまして、行政を進める原動力が職員の皆さんの働きだど、力だというふうに思っております。ぜひ、今お答えをいただいたようなことを着々と進めていただくように強くお願いして、私のきょうの質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

会が1時間ほどたちましたので、これでちょっと小休憩をしたいと思います。

暫時休憩をいたします。11時20分に再開をいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは会議を再開いたします。

続きまして、8番 高橋勝美君の発言を許します。

○8番（高橋勝美君）

昨夜は中秋の名月でございましたが、夕方には雲が出てきて、これは見えんかなと思いましたが、私の孫が帰ってきました、9時ごろ、おじいちゃん、ええ月が出ているぞということで見ましたら、ぼわあと雲がかかっておりましたけど、割にきれいに見えまして納得しました。私も来年は見られるかなという心配もありますけれども、頑張ってまた来年も見たいと思っております。

というようなことで、通告に従いまして2点ほどお尋ねしたいと思います。

日本版ネウボラについて、先ほども舩渡議員のほうから子育てについてのいろいろ御質問がございましたが、子育て支援の一つとして、妊娠、出産から育児まで切れ目のない支援する日本版ネウボラと言われる新たな取り組みが広がっております。

このネウボラというのは、きょうの朝、参考資料として、追加資料として1のほうへ出させていただきましたが、ネウボラは北欧のフィンランドの自治体に設置されている子育て支援地域拠点、子育て支援制度のことで、フィンランド語で、助言の場、助言の受ける場所を意味するということで、ネウボラにはネウボラおばさんと言われる保健師や助産師の資格を持つ専門職が常駐、妊娠期から就学前まで切れ目なく母子とその家族の心身のケアと子育ての支援をワンストップで行っていると。ネウボラには100年近い歴史があり、フィンランドでは積年の取り組みが奉功して、高い出生率の維持、合計特殊出生率が1.8という女性の育児と仕事の両面に成功していると言われております。アドバイスを受ける場所、ネウボラについてはそういう意味があり、妊娠から子育てにおけるさまざまな助言、支援のサービスをそこでほとんどが無料で受けられる制度です。

妊娠中から6歳までの子どもがいる家庭の対象で、特徴としては1つ、貧富にかかわらず全ての世帯が対象であること。1つ、できるだけ同じ保健婦が最後まで担当すること。1つ、育児に関するほぼ全てが一つの場所で完結できることというのが上げられます。

全ての家庭と子どもに切れ目のない支援ができるということがネウボラということでございまして、政府も、まち・ひと・しごと創生基本方針2015年、ローカル・アベノミクスに向けて、平成27年6月30日創生本部が提出されました、こういう本の中にもネウボラのことをうたっております。その中にあるように、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援で、妊娠、出産支援や子育ての支援がそれぞれ進められているもので、行政の窓口や担当機関が異なっており、連携のとれた支援体制

となっていない課題が多いということをごさいますて、また核家族化、地域の結びつきの希薄化、父親の育児参加が不十分なことに伴い、妊産婦が孤立感や不安感を抱え、出産直後の健康面での悩みも育児不安を抱える問題となっております。

そこで、この内閣府の回答の中ですが、フィンランドで実施されている包括的な相談機関ネウボラについての支援を参考に、日本においても地域の包括的支援センターを整備するということが望まれる。こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指数を設定し、そこで従来の縦割りや空白域が目立つ母子保健、子育ての不安や悩みを取り除き、女性が子どもの産み育てやすい環境を整えることによって、出生率の向上につながるのが狙いである。国も、人口減少対策及び地方創生の一環として、妊娠、出産から育児まで切れ目なく支援する日本版ネウボラの普及を促進するためであるということをごさいますので、初めに市はどのようなお考えであるかお尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、市はどのようなお考えかにつきましてお答えをさせていただきます。

国は、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター、日本版ネウボラについて、平成32年度末までに全国展開を目指していくこととしており、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととしています。

包括支援センターの具体的な内容は、保健師などの専門職が全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、関係機関と協力して支援プランを策定することにより、きめ細かい支援とともに、さまざまな悩みに対する相談支援や必要なコーディネートを行い、支援プランに基づいた助言や指導を行うこととしています。市では、妊娠期から全ての妊婦に対し、保健師の専門職による相談体制を平成16年の合併時より既に構築し、継続相談の必要な妊婦に対しては、県内の産婦人科医会の協力を得て、医療機関等の関係機関と随時連携し支援しています。また、新生児期から専門職による赤ちゃん訪問、生後3カ月から赤ちゃん教室、4カ月児健診、7カ月児教室、10カ月児健診、1歳児教室、1歳6カ月児健診、2歳児健診、3歳児健診と3歳までに合計9回の各種母子保健事業を展開しています。さらにその後、幼稚園、小・中学校、子ども大切課等と連携し、随時相談を継続しており、切れ目ない支援を行っています。また、平成27年3月には本巣市母子保健計画を策定し、基盤課題に、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策として保健事業を充実強化しています。

本市では、このように国の示す子育て世代包括支援センターを先取りした事業として、合併時より根尾、本巣、糸貫、真正地域にある4つの保健センターにて地域担当制によりきめ細かく実施しており、地域に定着しています。

平成27年度の保健指導延べ人数は、妊婦348人、産婦240人、乳児952人、幼児1,705人、電話相談2,084人と多く、核家族化や育児情報の氾濫などから不安を抱える保護者からの随時相談がふえて

います。近年は、高齢出産や経済的問題などから不安を抱えたまま妊娠し、出産、育児をするケースがあり、妊娠早期から具体的かつ効果的な支援が求められており、医療機関を初め民生委員・児童委員、子育て支援センター、幼稚園、小・中学校、子ども大切課等の関係機関と総合的に支援するケースがふえています。

相談したいときに、いつでも子どもを連れ気兼ねなく相談できる拠点として、今後も、子育て世代包括支援センター事業を含めた切れ目ない母子保健事業を各保健センターを中心として、効果的に実施していきたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

ただいま部長のほうから、包括的支援センターを本巢市はどこよりも先に、合併当時16年度からやっているというようにお話を承りましたが、国のほうとしても今回の支援をするということは、もっと強硬な手だてをするというようなことであるんじゃないかと思っておりますが、これからちょっとまたいろいろ国が述べているところを一つお話し申し上げたいと思っております。

これまでの子育て支援は、児童手当の充実、医療費の無料化、保育所の整備など資金支援や施設整備などハード面での対応が中心だった。その重要性は否定されないが、お金と箱物を単純にふやしても出生率が上がるわけではないことは、歴代の取り組みが十分な成果を上げていないことが証明できると。妊産婦の不安や悩みを取り除く切れ目ない支援体制を確立、安心して子どもを産み育て上げる環境を整えるというソフト面での対応を強化しなければ、第2子、第3子を産もうとする気持ちになってこられない。第1子を産んだときに周囲の支援を受けられず、つらい経験をした人はなかなか第2子以降を産もうとする気になれないという、これが第2子の壁と言われる出生率が向上しない要因の一つであり、支援体制の強化による第2子の壁を撤去である日本版ネウボラは、先般自治体では、ネウボラの利用者から体調も大きく変わっていく不安でいっぱいであったが、相談できる専門家がいて支えてもらえることがわかり、安心になったとの声が多く寄せられていることです。また、第2子、第3子の出生増にも手応えを感じているという担当者も少なくないということでございますが、先般も愛知県豊明市は生後5カ月の子どもを親が殺しちゃったという報道がございましたが、そんなようなことが本巢市内では起きないように、また第2子、第3子が産めるような状況をつくれれば出生率の増加にもなるかと思いますが、市長さんどうのお考えでございますか。ちょっと教えていただけませんか。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

どのようにすれば子どもを産めるかというのは、その話はなかなかそれは各家庭の問題でもあり

まして、子育て世帯の問題でもありますので、ただ、我々行政がやれることは先ほど来高橋議員がお話ししておりますように、施設の整備、金銭的な支援、そしてまた先ほど部長がお答えしましたように、ソフト面でもいわゆる妊娠期から出産、そして子育て期まで切れ目のない育児支援というのをもう既に本巢市は重点的に取り組んできておるところでございます。こういうことをこれからもうずっと継続していくことによって、出産、子育てに不安を持たないような形で、そしてまた出生率の増加につながっていけばいいかなというふうに思っております。それが我々の行政として取り組める、国としても、また県としても、市町村としても、取り組めるのが精いっぱいだろうと。あとは子ども2人、3人、4人つくるかどうかというのは、またそれぞれの各家庭の問題でもありますので、これとって特効薬ですかね、こうすれば物すごくふえるなんてことはなかなかない話でございます。ただ、社会全体、地域全体で、子育て支援というのもやっていくということも一つの一助になろうかと思っております。そんなことをしながら出生率の向上に努めていくというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

ありがとうございました。

また、政府も出生率の向上に向けた支援策の一つとしてネウボラを後押ししているが、人口減少対策を内閣の重要課題の一つとして上げる安倍晋三政権は、まち・ひと・しごと創生総合戦略2014年12月閣議決定の中で、ネウボラを参考にした子育て支援拠点、子育て世代包括支援センターというのを整備すると、国から補助金も出るんじゃないかというようなこともうたってあるようなこともございますが、2015年12月改正の創生総合戦略で、おおむね20年の末までに全国展開を目指すということでございまして、今回の通常国会で、包括支援センターの設置を全地区町村の努力義務とする改正児童福祉法を改正させた2016年度までで、全国で250の市区町村が導入予定であるということございまして、参考までにまた資料をつけておきましたが、本巢市も補助金がもらえるという話をちょっと受けているんですが、その辺のところは国からのあれはないですか。

ちょっとお尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、2点目の点でよろしいですか。

それではお答えさせていただきます。

先ほど市の考えを述べさせていただきました。市では国の示す子育て包括支援センターを先取りした事業として、合併時より4つの保健センターにて、地域担当制をとりまして、きめ細かく実施

し地域に定着しているところがございます。

今後も、相談したいときに、いつでも子どもを連れ気兼ねなく相談できる拠点として、子育て世代包括支援センター事業を含めた切れ目ない母子保健事業を各保健センターで実施し、子ども大切課等とも連携しまして、国が示しております平成32年度までに子育て世代包括支援センターを設置していきたいと考えております。

補助金につきましては、他県の他市町でモデル事業として実施をされたということは聞いております。以上でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

当初、国から初めのうちはこれ補助金が出ておったというようなことをうたっておられますが、今後もこういうことで国がやっているということは、交付金の上乗せとか何かでふやしてくれるんじゃないかと思えますから、国のほうへ包括支援センターを設置したというようなことも報告したら、何かメリットがないかとは私は思いますが、その辺もよく考えてやっていただきたいと思えますし、出生率の向上につなげることで早くその辺のところを、今までも努力をしているんですが、本巢市の出生率も上げるということを、今ちょっと失礼ですがどのくらいだということはお尋ねしなかったですが、今後2子、3子が産めるような体制を整えていただくことを切にお願い申し上げます、この1問目の質問は終わりたいと思えます。

それと、友好都市である越前市では、これは他市のことでございますが、友好都市でございますので越前市の総合戦略の中で「女性が輝くモノづくりのまち 子育て・教育環境日本一」というキャッチフレーズでこういう冊子をつくって、目標の4に、子ども条例によって子ども・子育て支援と教育の充実を図り、その中で平成25年度より平成29年度までにわたり、「コウノトリが運ぶ 越前市子ども・子育て支援計画」という冊子をつくりまして、28年度は越前市の子育てガイドブック、子育て応援誌というのを作成されまして、日本版ネウボラの整備がされているということが参考資料として載っておりましたものですから、今後こんなようなことでセンターをつくって、先ほど申し上げたようなことで市もいろいろとまとめて、この保健師さん等の御相談も相談しながら進めていっていただけると、かように思っておりますもので、こういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、地域おこし協力隊の定住・定着についてをお尋ねいたします。

地域おこし協力隊は、総務省が2009年に創設した制度で、隊員の給料、報酬や活動費などの経費1人当たり年間400万円を上限に、国が地方交付税で手当てし、実施、運営は地方自治体が担うと。首都圏、都市部から、人口減少や高齢化の著しい地域、条件不利地域に生活の拠点を移した人を、住民票の異動を条件に、その自治体の協力隊員として地域の活性化に貢献する地域おこし協力隊の隊員の定住・定着を促進するため、国が隊員の起業を支援する取り組みを相次いで打ち出している

と。

2014年度には、100万円を上限に起業に要する経費を助成する措置を始めたのに続き、16年度からすぐれた起業プランをモデル事業として採択し、300万円を助成する取り組みと、クラウドファンディングの仕組みを活用して、起業に必要な資金を広く集める官民連携事業を開始した。起業を通して隊員が任期終了後も地域に定着し、地方創生の担い手の柱になることを期待しているということです。

また、2014年6月には、安倍総理は、地方創生及び人口減少対策の一環として、協力隊員を3年間で1,000人から3倍の3,000人にふやすようと総務大臣に指示されたということがうたっています。

初めに、市の地域おこし協力隊の定住・定着はどのようなのですか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、地域おこし協力隊の定住・定着につきましてお答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊につきましては、市北部地域におきまして、都市部の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、地域の活力維持や地域の魅力の再発見につなげることを目的として実施しているところであります。

今までの委嘱の状況につきましては、平成24年度に2名を、26年度は1名、27年度は2名、28年度は2名と、これまでに合計で7名の方に委嘱し、市や地域住民と協働で、地域活性化に向けた取り組みを進めてまいりました。隊員の任期につきましては、単年度ごとに委嘱をし、最大で3年間延長できることとなっております。現時点では3名の方が任期を終えられております。任期を終えられた3名の方の定住・定着の状況につきましては、3名のうち2名の方が引き続き本巢市に居住されているところでございます。

総務省の調査結果では、平成27年3月末現在ではございますが、全国の隊員のうち任期終了後に定住した人の割合は59%でございまして、本市の実績は全国平均を若干ではございますが上回っているという状況でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

今、部長のほうから御答弁ございましたが、総務省が15年3月末までに任期を終了した協力隊員を対象に実施した定住状況等に関する調査によりますと、今、部長の答弁がありましたように、59%の隊員が任期終了後も赴任地と同じ地域（同一市町村及び近隣市町村）に定住していることがわかった。市町村に定住した隊員の約4割が就業、その中の約2割が就農、同じく約2割が起業し

ていたということでございます。そのようなことで、今後、市の隊員さんに対してはどのようなお考えを持っておられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、2つ目の御質問でございます。

今後の考え方につきましてお答えをさせていただきます。

隊員の任期終了後の定住につきましては、地域おこし協力隊制度の本来の目的でもありまして、北部地域の活性化には必要不可欠なことであるというふうに考えております。

現在は議員の議指摘のとおり、国や県におきましてさまざまな起業支援メニューが用意されておりますので、隊員がこれらを積極的に活用できるよう情報提供に努めているところでもございます。

また、隊員には、県が主催するビジネスプランニング研修などの起業を目指した研修にも積極的に参加するよう促しており、起業や定住につなげるように多方面から支援しているところでもございます。

しかしながら、起業することは決して容易なことではございません。隊員が定住するためには、起業だけでなく、就業、就農、結婚などさまざまな可能性も視野に入れ、隊員それぞれの個性に応じて支援していくことが重要であると考えております。

今後もこのような考えのもと、さまざまな支援策をうまく活用しながら、隊員が地域に溶け込み、いつまでも住んでいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

私が1つ提案でございますが、水鳥団地の宅地を無償提供するなどして隊員の定住をしていただくというようなことをしてもらい、起業の後押しをしたらどうかということを思っております。

また、総務省の地域おこし協力隊のビジネスアワード事業の計画を支援してあげたり、また、ふるさと納税の仕組みを活用して、隊員の起業資金を募るクラウドファンディング、官民連携事業をインターネットを通じて不特定多数の個人から小口の資金を集めるクラウドファンディングのうち、寄附型と呼ばれるタイプのため、専用サイト、プラットフォームを民間事業者や移住・交流推進機構の協力によって構築し、自治体は公益性の観点から支援を決めた隊員のプロジェクトを専用サイトに掲載し、ふるさと納税の仕組みを、寄附を募るといったようなことでしてあげたらどうかということだと思っておりますが、それで資料2にクラウドファンディングの内容を書かしていただきましたが、不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々から組織に財源の提供や協力などを行うことであって、例えば横浜市では前からこれをやっておられるんですが、クラウドファンディ

ングでおばあちゃんたちによる編み物会社の創業、困難を抱える高校生を地元企業へ就職をさせるためのプロジェクト等で、約2年間で15件の事業が成立し、総計市内から1,000万円を超える資金が集まっているということです。市は、データの提供や地域で対話の場をつくるだけで、システム構築や運営には税金は一切出していない。多様な民間主体と連携した事業を展開されているということをございまして、また、私が6月議会でお話し申し上げましたが、関市では、「蛸丸伝説をもう一度！大太刀復元奉納プロジェクト始動！」ということで、この事業が爆発的な人気を呼び、大量の資金が集まった。目標金額が550万円だったのが、目標設定の8倍を超える4,512万円が集まり、支援者は資金提供者3,900人に達したということは聞いております。関市の名前がさらに全国に知れ渡ることにより、クラウドファンディングで地域活性化やPRツールとして効果があることは実感したということがうたわれておりました。そのようなことで、市は今後どのようなお考えで、こういうことを資金集めをされるかということも一度ちょっと聞きたいと思いますが、お尋ねします。

もう1つ、その今お話し申し上げた中で今の隊員でお見えになる方の中で、デザイン企画をやられるという組織をつくられたということを知っていますし、また古民家も買われたというようなことも出て回っておりますが、これに対して、市はどのようなお考えかちょっとお尋ねしたい、支援をしてあげるかどうかということの話を聞きたいと思っております。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

ただいま議員から、いろいろクラウドファンディングでありますとか、いろんな先進的な事例を御紹介いただいたところでございますけれども、先ほどちょっと御答弁の中でも若干触れさせていただいたかと思うんですが、やっぱり隊員がそれぞれどういう形で起業を考えているのか、それとまたどういう形でこの本巢市に定住を考えているのかといったような、それぞれ隊員の個々の意向をしっかりと確認しながら、その方に合った支援がどういう形がいいのかということをございまして、また適切にアドバイスをしながら考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

参考資料の中に、クラウドファンディングの中で官民連携事業の協力隊員への起業資金を集めた自治体の例だとか、事例だとか、また裏側には、総務省の先ほどもちょっと申し上げました地域おこし協力隊ビジネスアワード事業に採択されている自治体等がうたっておりますが、そのようなことも市のほうも考えながら、ひとつ進めてあげて考えてほしいと、かように思っておりますのでよろしくお願いたします。これで終わります。

○議長（大西徳三郎君）

それでは暫時休憩をいたします。1時15分に再開をいたします。

午前11時54分 休憩

午後1時13分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、10番 道下和茂君の発言を許します。

○10番（道下和茂君）

今定例会最後の質問者となりますが、よろしく願いをいたします。

暑さ寒さも彼岸までといいますが、気象庁の1カ月予報では、彼岸を過ぎてもまだまだ30度以上の日が続くということで、日中はまだまだ暑さが続きそうでございます。私は、本当に涼しくなれば、根尾の山々を登るのを楽しみにしております。また、10月15日から10月23日の期間で、秋の能郷白山登山ウィークをMOTOSU山人の会が計画をいたしております。どうか自信のある方はぜひチャレンジをしてみてください。すばらしい絶景とこのもろもろの俗世を一時は忘れて、座禅の境地が体感できると思います。それと、1分でも1時間でも1年でも長生きしたいという方は、この登山口温見峠、福井県との県境にあります、ここに延命地蔵がございます。どうか一度はそこへお参りをして、皆さん長生きをしていただくと大変いいかなとこんなふうに思って、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

私は海外旅行なんかへ行きますと、本当に自分自身が英語に自信がないということで、簡単な単語や単語と動詞を続けて話すことが自信がないために、その第一声が出ないということで、せっかく楽しい旅行も惨めな思いをしたり、自己表現ができないことに本当に情けない思いをいたしておる経験を随分といたしました。本来ならこの教育指導要領におきましても、10年、20年前にこうした改訂をする必要があったのではないかなと思うのと、ようやく改訂となり、これから子どもたちが英語になれ親しむ機会が多くなり自信を持つことが、将来国際社会で生き抜く力がつき、活躍できるように成長していただくために、外国語になれ親しむことがふえてくることを期待いたしまして、今回、英語について取り上げてみましたのでよろしくお願いをいたします。

それでは、1項目めの次期学習指導要領についてお聞きをしてみたいです。

文部科学省は、小・中・高校での教育内容や授業時間を定めている学習指導要領を2016年度に全面改訂する方針を固められております。これは、急速に進む国際化に対応し、国際社会でも活躍できる人材を育成するのが目的で、小学校からの英語教育を強化し、日本人としての主体性にかかわる国語や歴史教育を充実することや、小・中学校では特別な教科に格上げされる予定の道徳については、来年度中に諮問し、28年度以降の全面実施を目指すとされております。学習指導要領につきましては、御承知のとおり10年ごとに改訂をされるものでございます。急速な国際化に対応した人材育成は本当に極めて重要であることから、早急に取り組む必要があると判断し、10年ごとを、東京五輪が開催される平成32年度に完全実施できるよう28年度に前倒しをし、改訂することが発表さ

れております。

そのことを受け、今回は小学校中学年から英語の体験的な活動を開始し、高学年では正式な教科として週2時間ずつの実施が盛り込まれる予定でございます。この前倒しの改訂について、それぞれの立場からさまざまな意見が述べられております。国際化が急速に進む社会において、英語を初め他国の言語を身につけるとともに、多様な人々と共生できる人材を育成することは極めて重要なことであり、学ぶ機会を充実させることは将来を生きる子どもたち、そして将来の我が国に求められていく姿であろうかと考え、お尋ねをいたします。

まず、①の小学校から英語を学ぶ意義について教育長の考えをお聞きいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

小学校から英語を学ぶ意義について考えを述べさせていただきます。

これからの社会は、英語を用いたコミュニケーションの機会が格段にふえることが想定されます。そのような時代を生き抜く子どもたちにとって、小学校段階から実際に英語に触れたり、使ったりする活動を通して、英語になれ親しむ教育を行うことは大変意義深いことだと感じています。

小学校という時期は、音を楽しんだり、体を動かしたりして活動自体を楽しむ特性があります。そういった小学生の特性を生かし、英語の音声やリズム、表現に楽しみながら十分になれ親しむことで、初めて出会う外国語としての英語への抵抗感が薄れ、英語が楽しい、英語が好きという気持ちにつながります。また、この時期は間違いを恐れずに自分から挑戦しようとする意欲にあふれています。少々自信がなくても聞いた英語をまねて発音したり、誰に対しても臆せずに英語を使ったりする中で、伝わる喜びを味わっていきます。それが、主体的なコミュニケーションとなって広がっていきます。

このように小学校段階の特性を生かし、英語を聞いたり話したりする体験的な学習活動を通して、英語を使ってコミュニケーションをすることの楽しさや充実感をしっかり味わわせ、積極的に英語を使おうとする態度を高めることがこの後の英語学習への大きな動機づけとなり、中学校、高等学校での英語学習がより効果のあるものになると考えております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいま教育長の御答弁をいただきました。

本当に先ほども申しましたように、やはり私どもの年齢ですと、外国へ行きましても第一声が出ないということは、日ごろそういうことになれ親しんでいないということで、なかなか第一声が発声できないと。第一声が発声できれば、後からはスムーズに割と答えられるものですが、どうかそ

の点なども十分御指導をしていただきたいなと思います。

昨日も申しておりました、ただいまも教育長から御答弁ありましたように、英語を学ぶ意義というものは、英語を強い意欲で使おうとする積極的な態度をより多くの子どもたちに育むことができるので、小学校から英語を学ぶことは大変大きな意義があるんだというようなことを述べておりました。どうかよろしく願いをいたしまして、②の質問に入ります。

本巢市の現在の小学校英語教育の現状はどのようになっていますか、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

本巢市の現在の小学校英語教育の現状についてお答えさせていただきます。

現行の学習指導要領では、小学校高学年において年間35時間の英語活動を実施することになっていますが、本巢市では既に平成21年度から、小学校低学年と中学年で年間20時間ずつ、高学年で年間35時間の英語の活動を実施しています。また、幼稚園においても月2回の活動を実施しているところでもあります。

その実施に当たっては、市教育委員会が作成した市内統一のカリキュラムに基づき、幼稚園から中学校まで系統性を大切にされた指導を行っております。幼稚園から低学年では、英語に興味を持てるよう英語の歌やゲームなどを取り入れた楽しい活動を行っております。中学年から高学年にかけては、身近な場面や生活、他の教科で学んだことを取り上げるなどして、友達との会話を楽しむ活動を取り入れています。

また、7人のALT外国人指導者を全小学校へ派遣しており、児童が外国人と交流し、生の英語に触れられる機会として有効に活用しています。さらに、音声になれ親しむ手段の一つとして電子黒板等も活用しております。

このような取り組みにより、市内全ての小学校の子どもたちは英語に触れ、使い、なれ親しむ喜びを味わっています。さらには、相手の言ったことが理解できないときに、何度も聞き返して何とか理解しようとする姿とか、修学旅行や生活場面で出会った外国人にも臆せず、英語で積極的に話しかけたりする児童の姿などがたくさん生まれております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいま②の御答弁を賜りました。

現在の本巢市の現状をお聞きしまして、本巢市はほかの自治体と比較しますと、英語教育におかれましても熱心に取り組まれていることで安心をいたしました。今後ともぜひとも先駆的な取り組

みをされ、教育におかれましても魅力あるまちを目指していただきたいと思います。

それでは、次の③の質問に移ります。

先般報道されていた各市町の小・中学校の現場でのコメントでは、歓迎する一方で、子どもたちの負担がふえないようにしないと、また英語が堪能でない教師もおり、授業の入り方をマニュアル化する必要があるとか、英語への不安が広がらないコミュニケーション重視の授業を取り入れたい、また、話す、聞く、書くの英語力を評価できる大学入試に変わってほしいとか、学力の二極化が進まないか、また一方では、岐阜市では小学校1年から英語を教科化しており大きな変化はない、英語を使うことで子どもに力がつく実感があると自負されるなど、各自治体の現場の声はさまざまでございます。

そこでお尋ねをいたします。

③の平成32年度の完全実施に向けた課題と、それに対する本巣市の取り組み状況を教育長にお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、完全実施に向けた課題とそれに対する本巣市の取り組み状況についてお答えをさせていただきます。

次期学習指導要領の実施に向けてはさまざまな課題があります。本巣市では、特に全ての先生方が対応できるための教員の研修、そして指導内容に対応したカリキュラムづくり、さらには英語に触れる環境整備の3点について取り組みを進めてまいっています。

1点目の教員研修につきましては、英語の教科化に向けて現場で教える先生たちがその趣旨や内容を十分に理解することが大切です。現在、各小・中学校の英語リーダーで構成する委員会を立ち上げ、聞く、話す、読む、書くの4つの技能の取り扱いなど教科化の最新情報を共有し、各校の研修に役立てています。また、市教育センターの英語専門指導員が各小学校を巡回して、現場の先生の悩みなど把握して、指導、助言に当たっています。

2点目の指導内容に対応したカリキュラムづくりにつきましては、高学年で年間70時間の実施をすることになり、現在より35時間分の授業が増加します。そこで、教育委員会ではこれまでのカリキュラムと文部科学省が例示としているものを参考にしながら、新しい本巣市版カリキュラムの改定に着手をしているところでございます。今まで課題となっています小・中学校のスムーズな接続という視点も大切にして改定をしていきます。

3点目は環境整備についてでございますが、外国人指導者や外部人材などを活用したより多くの英語に触れられる整備を進めていくということでございます。英語の外部人材として、地域に住む外国人とか英語に堪能な地域の方とか大学等の留学生などの協力を得て、子どもたちがより多くの英語に触れ、英語に興味を持ち、英語で人とかかわりたいという意欲を持てるような環境を整備し

ていきたいと考えております。

先ほど申しましたが、現在は7人の外国人指導者と担任によるチームティーチングにより授業を進めていますが、今後も担任と外国人指導者、そして外部人材などチームで行う授業を推進し、できる限り生の英語に触れたり、多様な人と触れ合ったりすることができる環境を整えていきたいというふうに考えております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

③につきまして、再質問をさせていただきます。

新しい学習指導要領で課題となる点でございますが、中学校との連携では本県市版のカリキュラムの改定に着手し、小・中のスムーズな連携を視点に大切に改定していきたいと、また、教員研修につきましても委員会を立ち上げるなど、校内研修のあり方を協議しながら学校の研修に役立てていきたいと。それから、子どもたちがより多くの英語に触れ、興味を持ち、英語で人とかわりたいたいと意欲の持てる環境整備をしたいと、そのようなことで改定後の課題を述べられて大変心強く感じましたが、1点だけお尋ねをいたします。

新しい学習指導要領では、小学校における英語教育は専門の教師でなく担任が授業を行うことが求められ、現在は総合的な学習時間の英語活動は主にALT派遣による支援です。改訂では、教科でないという定義があれば、小学校教員免許がなくても指導が可能でございます。週1回となり担任がこれらを行うことになれば、先生の負担はますますとふえていくのではないかと、そして必然的にそのことが残業時間の増加にもつながってまいります。

昨日の質問の答弁で教育長は、ほかの英語に堪能な地域の人を招き、先生の補佐ができればと述べておりました。先ほどもそのことに触れておりますが、私もALTや地域で英語の堪能な人材を招き、外部の生の声を聞くことは大変大切なことで必要なことでありますので、賛成でございますが、しかし、そうした外部委託に伴うものは予算というものが伴ってまいります。そうした予算の措置も必要となってまいります。いかがお考えでございますか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

ただいまの御質問に対して、今考えておりますこととお話しさせていただきたいと思っております。

今言われましたとおり、小学校英語教科化になっても基本は担任が授業を行うということになります。そういう中であって、やはり今の英語の学習は生の英語を子どもたちになれ親しむという視点からしますと、どうしても外国人の方であったり、英語の堪能な人たちの英語に触れるということは必要になってきます。ですから授業形態としては、担任とその外国人指導者、もしくは英語の堪能な人たちとのチームティーチングというのを基本にしていきたいというふうに考えています。

そういう中にありまして、小学校の高学年の教科化になれば授業時数はふえますので、ふえることによって今7人のALT、外国人指導者によってチームティーチングがなされていますが、どこまでそれが十分確保できるのかということも見定めていく必要があるというふうに捉えています。

さらには、これからは地域の教育力の活用という視点が絶対に大事になるというふうに捉えていますので、地域に住む外国人の方とか、地域の中でもっと英語が実は堪能であるという方がきっと本巢市内にもお見えになるということを思っています。そういった人たちの教育力をぜひ活用させていただきたいという思いがございます。そういった方がどれほど本巢市内にお見えになり、またそういった方たちに何らかの例えば賃金報酬を支払わねばならないような状況なのかということも含めて、今後検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

どこの自治体もこれからの財政状況は非常に厳しくなっていく状況でございますが、学ぶ機会が後退することなく手厚い予算措置をされることを願い、次の質問に入ります。

2項目めのスポーツ少年団の合宿を誘致する活動についてをお聞きいたします。

地域活性化を図るために根尾地域に在住したり、また地域内に事務所を構える事業者などの若手経営者などが、衰退する地域に危機感を覚え、自分たちでできることは自分たちでやろうと、今立ち上がってスポーツ少年団の宿泊研修を誘致し、地域活性化の活動を模索いたしております。これは、市内外のスポーツ少年団に公共施設を開放し、合宿研修を誘致することで、地域内の宿泊施設や商店などの活性化、交流人口の拡大を図り、地域振興に結びつけるのが目的でございます。

現在の少子化の中でも、野球、サッカーなどクラブチームは増加傾向であります。概算の数字でございますが、愛知県では野球が1,085チーム、サッカーは1,122チーム。岐阜県では623チームと482チームほどあります。こうしたチームの合宿誘致を、NPOなどの団体（仮称）根尾スポーツヴィレッジを立ち上げ、情報提供をしながら合宿に必要な施設、宿泊先をお世話する活動でございます。

現在、根尾地域の小・中学校の運動場、体育館施設や淡墨駐車場など、各施設は学校の承認が前提となりますが、この中で淡墨駐車場は学校とは関係ございませんが、学校の施設ですと学校の承認が前提となります。少しこれら施設に手を加えればスポーツの活動や、体育館では大学などのスポーツ合宿に十分対応することができます。バスケットボール、バレーボールであれば1面は十分にとれます。また、文系の宿泊学習ゼミを冬季が閑散期となるキャンピングパーク、ホテル館などに宿泊学習ゼミの利用を呼びかけていく活動は、地域の活性化など地域振興に大きく寄与する活動と考え、お尋ねをいたします。

例えば公共施設借用申請の受け付け期間を半年前にするなどして、長期的な計画を立てやすくするためにお聞きをいたします。

①のこうしたNPOの地域活性化を目指した取り組みに対し、市の公共施設の開放について特段の配慮は可能ですか、教育委員会事務局長にお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、ただいまの御質問に対してお答えをさせていただきます。

根尾地域におきましては、貸し出しのできます社会体育施設、これは学校開放施設でございますが、根尾小学校及び根尾中学校のグラウンドと体育館になります。現在も学校部活や少年野球の練習、それから地域の行事などに利用はされておりますが、ほかの地域から施設を利用していただくと、施設の利用に対して受け入れは可能な状況でございます。

市内外を問わず、ほかの地域からスポーツ少年団等の団体に施設を利用していただくことによりまして、多くの子どもたちなどが根尾を訪れ、地域の方と交流を図ることができれば、地域の活性化にもつながり、大変望ましいことだと考えております。

学校開放施設を使用していただくには、学校との調整なども必要となってきますが、その調整や使用申請の期間でございますが、利用団体の事業計画などが行いやすいように、また、施設が利用しやすいようにできる限りの配慮をしていきたいと考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいまの御答弁で、できる限りの調整をしながら、できる限り配慮をしていきたいという前向きな御答弁を賜りました。

それでは、次に進みます。

こうしたNPOの活動展開において、もとす振興公社のうすずみ温泉、キャンプパーク、道の駅、またうすずみ特産、そして樽見鉄道などは、民業を圧迫しない程度という制約も入るが、もとす振興公社がNPOなどに参加し企画や運営の活動をすることは、大きな役割を持ち商業的にも大きなチャンスであると考え、お尋ねをいたします。

もとす振興公社が、NPOなどの団体へ参加することをどのように考えておりますか、副市長にお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、お答えをさせていただきます。

議員より御提案をいただきましたNPO・非営利団体の立ち上げ、活動につきましては、北部地域の活性化を図る上で大変有効であるというふうに考えております。

もとす振興公社におきましても、財団法人設立の目的といたしまして、地域の産業振興や都市と山村との交流の促進などの事業展開によりまして地域の活性化に寄与することとしております。もとす振興公社として各施設を活用したアイデア、提案などの企画立案に参加し、公社とNPOがそれぞれ役割を分担しながら協働していくということは大変重要というふうに考えておりますので、また、具体的な内容が決まってきましたら御協議をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいま答弁いただきましたが、そうしたことに参加する職場環境、参加しやすい職場環境といえますか、そういうのもあわせて整備をしていただきたいなど、こんなふうに思いまして、次の③についてお聞きをいたします。

NPOの立ち上げへの助言や支援、また公共施設に必要なグラウンドにないベンチ、日よけ、ベースや整地用トンボなどの消耗品の整備や、フェンスの一部設置などの小規模な整備が必要です。

そこで、③についてお尋ねをいたします。

団体への支援や既存公共施設に必要な整備、改修の予算措置は可能ですか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、3つ目の御質問についてお答えを申し上げたいと思います。

言うまでもなく先ほど来、教育委員会事務局長、そして副市長のほうからお話し申し上げておりますように、こういう事業が具体化してくるといって、例えば我々も北部地域の活性化というものは大変重要だということと認めていますので、できる限りの支援をしていきたいというふうに思っております。そういったことから、必要な予算を措置云々ということには御質問いただいておりますけれども、当然こういう予算措置もしっかりしながら、この北部地域にこういったスポーツ等を通じて、子どもたち、大人も含めてお越しいただくということにしっかりと支援をしてまいりたいと思っております。

ただ、施設等は先ほど来お話ししておりますように、学校の授業とか、部活等々にも使っている部分もございますので、そういうものを学校と調整をしながら、学校の意向も聞きながら、対応していきたいと思っております。それに関連して、それぞれスポーツを希望する団体の種目ですとかいう

のがいろいろあるかと思えます。それによって、施設等に改修というものが必要となってくるといふことであれば、当然そういった団体の意向も聞きながら必要な予算措置をして改修等をしていきたいと思っております。

また、せっかく北部地域のほうへ来て、いろいろ活動をしていただけるということであるのでございますので、せっかくまだスポーツだけじゃなくて、本巢北部地域のところにも足を伸ばしていただきたいなというような思いもありまして、市のいろんな各種の施設等々ございます。そういったところへも足を運べるような支援の仕組みというようなことも今後考えていきたいなというふうに思っております。

今後とも、ぜひこれが具体化をして、いい形で整備がされることを期待しておりますので、どうかよろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

大変前向きな御答弁を賜りまして、根尾地域で、こうして今立ち上げを模索いたしております若者たちの大変励ましになろうかと思えます。そういう思いで、私も今回質問をさせていただいておりますのでございます。やはり公共でやるということは、無理な場合もございますし、公共にはまり過ぎてなかなかうまくいかないということ。また、民間でそうした活動があれば、どんどん私は支援をしていくのが市の努めではないかと、こんなふうに思っております。

ささいなことでもちょっと再質問をさせていただきますが、今、市長はそのことも含んで御答弁を賜ったと思えますが、こうした支援を行うことで、それぞれの公共的な施設がございます。例えば資料館とか、入湯施設とか、そういったものもございます。そういったものも含めて利用の便宜を図っていただけるということだと思いますが、もう一歩進めば、この宿泊研修に対しまして宿泊先に補助を出すとか、また宿泊先がどんどんそういう形で皆さんが来ていただければ、家内労働ではできない、そうすると地域の人たちを雇用しながら少しでも雇用の場が広がっていくのではと考えておりますが、そういうことも含めまして、もう一遍市長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

来られた方への支援ということでのお話でございます。

先ほどちょっとお答えを申し上げましたけれども、いろんな本巢の北部地域、各種の公共施設のほかにいろんな観光施設、交流施設がございます。そういう温泉ですとか、資料館だとか、断層館とか、いろいろそういった観光施設もございます。日ごろから北部地域でいろんなイベントをやるときには、こういった温泉、それから施設等へ見ていただく場合には、市民並みの料金にしたり、それから割引券等も配布したりすることによって、せっかくお越しいただいたならばあわせて見てい

ただきたいというようなことで誘客なども図っております。

こうしたことから、今回のスポーツ少年団の合宿云々の事業につきましても、可能な限りそうしたいろんなイベントのときと同じようなやり方で、側面的に支援もしていきたいなというふうに思っておりますし、また今でも温泉とかに泊まったりするには、JTB等々、それから国の交付金を使ったりというようなことで、それぞれ誘客というようなことで割引制度というようなものをつくったりして、それについては市から、それから交付金を使ったりなんかしながら今でもやっているわけでございますけれども、そういったものも恒久的に、そしてまた継続的に云々ということであれば、そういうことも今後の検討課題ということで誘客を図るということでの、そしてまた地域の活性化に資するという観点から、そうした場合にしました同じように必要な支援ということも今後検討していかなきゃならないなというふうに思っております。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ありがとうございました。

最後でございますし、的確にそれぞれ御答弁を賜りましたので、時間が少々残っておりますけれどもこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本会議の日程は全て終了いたしました。

9月29日木曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後1時52分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員